

#### 4.3.4

阿賀野市告示第28号

排水設備工事指定工事店の指定について

阿賀野市下水道条例（平成16年阿賀野市条例第175号）第8条の規定により、阿賀野市下水道整備区域内で排水設備等の工事を行う者として次の業者を指定したので、同条例第15条の2の規定に基づき告示する。

令和4年2月22日

阿賀野市長 田中清善

令和4年2月18日 指定

指定番号	指定業者	住所	電話番号
245	株式会社 東新工務 代表取締役 横山大二	北蒲原郡聖籠町 大字三賀288番地	0254-21-5656